



アハンの通信 No.3

[啓発コーナー]

架空請求多発警報発令中!

架空請求が多発しています。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号い1234

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、運営会社から民事訴訟が提訴されましたので通知します。

以降、下記の裁判取下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

このまま御連絡がない場合、原告側の主張が全面的に認められ、裁判後に給与、動産・不動産の差し押さえが、裁判所執行官の立会の下、強制的に執行されますので、御了解ください。

なお、民事訴訟及び裁判の取下げ等の御相談に関しましては、当方にて承っておりますので、下記相談窓口まで、御電話でご相談ください。

その際は、裁判事例ですので、必ず御本人様が御連絡いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取下げ最終期限 平成29年〇〇月〇〇日

民事訴訟管理センター
〒1234-5678
東京都千代田区〇〇町〇〇丁目
相談窓口 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受付時間 09:00~16:00



「民事訴訟管理センター」を名乗る機関から左のような不審なハガキが届いたという相談が、本年4月以降、県消費生活センターに約100件寄せられてるアリ。

こんな相談事例があります

左のようなハガキが届き、裁判を起こすと書いてあったため、不安になり、ハガキに記載された相談窓口で電話連絡したところ、弁護士等を名乗る者を紹介され、その者に言葉巧みにコンビニでプリペイドカードを購入させられ、お金を支払ってしまったという事例などが発生しています。

対処方法を覚えましょう

このようなハガキが届いても、決して相手に連絡せず、お金を支払わずに無視してください。対処に困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターや消費生活相談窓口にご相談しましょう。



スマートフォンやパソコンへの架空請求メールも無視するアリ!

架空請求がメールで届いた場合、ほとんどの場合、請求者はメールアドレスしか知らないアリ。そのため、あわてて相手に電話を架けると、電話番号を知られたり、言葉巧みに個人情報を聞き出されたりして、請求がエスカレートすることもあるので、十分、注意することが必要なんだアリ。